

泉崎村立泉崎第二小学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月策定

■いじめ防止に関する基本理念

すべての児童は、かけがえのない存在であり、社会の宝である。児童が健やかに成長していくことはいつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。児童は人と人とのかかわり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、だれもが安心して生活できる場であれば、児童は温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび児童の生活の場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は児童の居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。児童にとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- (1) いじめはどの児童にも、どの集団にも、どの学校にも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である。
- (2) いじめを防止するには、特定の児童や特定の立場の人だけの問題とせず、広く学校全体・地域社会全体で真剣に取り組む必要がある。
- (3) 児童の健全育成を図り、いじめのない地域社会を実現するためには、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力して活動する必要がある。
- (4) 児童は、自らが安心して豊かに生活できる社会や集団を築く推進者であることを自覚し、「いじめを許さない学校」の実現に努める。

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 生徒指導委員会(いじめ防止・根絶チーム)

<開催>

生徒指導主事が招集し、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、学級担任、支援員等からなる、いじめ防止等の対策のための生徒指導委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

<活動>

- ①いじめの早期発見・認知に関すること（観察・アンケート調査、教育相談等）
- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

(2) 職員打合せにおける情報交換及び共通理解

月に一度、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図り、いじめ認知時には速やかに生徒指導委員会を緊急開催する。

3 いじめの未然防止のための取組（※年間指導計画は別表「7」）

(1) 学級経営の充実

- 学期ごとの「楽しい学校生活のためのアンケート」や各種アンケート、児童との個別の教育相談を活用し、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- 分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高める。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 学期ごとの「楽しい学校生活のためのアンケート」や各種アンケート・アンケート結果をもとにした児童との個別教育相談結果への対応策等を考え、生徒指導委員会、職員会議や職員打ち合わせ等も活用し共通理解を図る。
- 観察・各種アンケートにより児童との教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。また、保護者や家庭との連携を図る。
- 外部人材（SSW・村SC）も活用し、教育相談の充実に努める。

(4) 縦割り班活動及び二小こタイムの実施

縦割り班活動や二小こタイムのなかで、協力したり協調したりすることを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

(5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行い、現状把握に努めるとともに、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。

(6) 学校相互間の連携協力体制の整備

中学校や幼稚園と情報交換や交流学习を行う。

4 いじめの早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 保護者や地域、関係機関との連携

児童、保護者、学校の信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。また、必要に応じて、スクールカウンセラーや教育委員会、保健福祉課、住民課、中学校、発達支援センターなどの関係諸機関と連携して課題解決に臨む。

(2) アンケートの実施

学期ごとに「楽しい学校生活のためのアンケート」を実施すると共に、教育相談日を設定し、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。

(3) 児童の実態把握

児童の休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配ったり、個人ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

5 いじめに対する対応、措置

(1) いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

(2) いじめが認知された場合は、生徒指導委員会を開き、対応を協議する。

(3) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

(5) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。

(6) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会の指導を受、若しくは警察署等と連携して対処する。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- | |
|---|
| <p><input type="checkbox"/> いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/> いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合</p> <p><input type="checkbox"/> 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合
（「いじめ防止対策推進法」より）</p> |
|---|

(2) 重大事態への対処

○ 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。

○ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

○ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

○ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 年間指導計画

月	学校の指導・活動等	児童の活動	保護者への活動
4	○いじめ防止基本方針についての検討 ○いじめ対策に関わる共通理解 ○児童に対する情報交換【生徒指導全体会】	○学級開き・学級ルール作り 【学級活動・JRC登録式】	○いじめ対策についての説明・啓発 【PTA総会・学級懇談会】
5	○児童に対する情報交換	○行事を通じた人間関係作り 【運動会】	○地域訪問(保護者との情報交換)
6	○「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施①児童との教育相談 ○児童に対する情報交換	○行事を通じた人間関係作り 【異文化体験活動(6年)】	○いじめ対策についての啓発
7	○西白河学校警察連絡協議会 ○児童に対する情報交換【生徒指導全体会】	○行事を通じた人間関係作り 【校内水泳記録会】	○いじめ対策についての啓発 【学級懇談会】
8	○児童に対する情報交換 ○「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施②		
9	○児童に対する情報交換	○行事を通じた人間関係作り 【見学学習・自然体験学習・修学旅行】	○いじめ対策についての啓発
10	○「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施③ ○児童に対する情報交換	○行事を通じた人間関係作り 【授業参観】	
11	○人権擁護員を招いての授業(5年) ○教育相談の実施 ○教育相談結果を踏まえた考察と対応策の共有 ○児童に対する情報交換	○人権擁護員を招いての授業(5年) ○教育相談 ○行事を通じた人間関係作り 【校内マラソン記録会】	○学校評価の実施 ○個別懇談(保護者との情報交換)
12	○個別懇談会の実施 ○児童に対する情報交換 【生徒指導全体会】		○個別懇談(保護者との情報交換)
1	○児童に対する情報交換 ○「楽しい学校生活のためのアンケート」の実施④		○学校評価の実施
2	○児童に対する情報交換【生徒指導全体会】 ○学校評価の実施	○行事を通じた人間関係作り 【校内なわとび記録】【授業参観】	○いじめ対策についての啓発 【学級懇談会】
3	○児童に対する情報交換	○行事を通じた人間関係作り 【卒業を祝う会等】	
通年	○いじめ対策についての啓発(学校・学級だより等) ○個別教育相談(随時)	○縦割り班活動・遊び	○個別教育相談(随時)

【改正年月】

平成 29 年 9 月 改正
令和 元年 5 月 改正
令和 2 年 5 月 改正
令和 3 年 5 月 改正